

解体工事 & 建設リサイクル

隔月刊 EConecture 年6回奇数月1日の発行 通巻第92号  
2019年9月1日発行 2007年7月6日第三種郵便物承認

隔月刊 [イー・コンテクチャー]

自然と資源を再生し環境を創造する。

# ECon Ecology Construction Architecture tecture

9

September 2019

特集1

## 廃石膏ボードの分別解体と リサイクルの進展

ガイドラインの取りまとめ等で、事業のステップアップの機会迎える

特集2

## どうなるアスベスト対策 行政監視の強化と適正除去(上)

解体・改修工事に伴う健康被害の防止が主目的

特集3

## 解体・建廃 省力・省人化の技術開発とシステム導入

若年層の絶対数が減少する中、機械化は安全性・経済性の向上も

E-Conインタビュー

会社の成長につながる業界整備、組織力の強化

(一社)青森県解体工事業協会会長 大矢進氏

# リサイクル促進の前提は徹底した事前分別

## ●分別解体の重要性

国立研究開発法人国立環境研究所は「再生石膏粉の有効利用ガイドライン」を取りまとめ、(一社)泥土リサイクル協会と連携して今年6月から本格的な周知と普及・啓発を開始した。固化材・改質剤の地盤改良等への利用で留意点を示したもので、先に取りまとめられ、同研究所も監修に携わった「再生石膏を用いた農業用土壌改良資材の環境安全品質ガイドライン」等の策定も含め、再生石膏の利用に関する科学的根拠が整理されてきている。

同研究所資源循環・廃棄物研究センター室長の遠藤和人氏は弊誌関連のインタビューで、再生石膏粉の有効利用ガイドラインの策定に際して「中性固化材で使用することを想定し、pHを計測する。使用先に応じて重金属類も検査を行う。検査頻度は年2回以上、最大年12回を想定している。手間が掛かるというほどでもなく、費用もさほど大きくならないし、品質管理を行うこと自体が難しくならないと思う。あくまでも自主ガイドライ

ンで、強制力のある規制ではない。また、ガイドラインは、すべて適正な分別解体を前提にしている。解体工事関係者には国土交通省から発行している分別解体マニュアルを徹底していただきたい」と語っている。

その廃石膏ボード分別解体マニュアルは2011年に、国交省が試行版で策定したもの。施工に関して、クロス類の撤去・搬出、石膏ボードの分別及び解体、石膏ボードの取り付け工法別の解体工法(ファスニング工法、グリップ止め工法、接着工法)等について明示している。一般にクロスは手作業で丁寧にはがす。しかし、ボードとの接着度合いが強かったり、手間が掛かる場合はクロスごとにはがすことも多く、必ずしもマニュアルどおりではない。ボード本体は他の廃材と混ざらないよう分別解体・回収を心掛けるが、工具ではバールやカッターを用いる。マニュアルの中でも工法別解体方法は、特に実施工に役立つ内容が盛り込まれていると言えそうだ。

例えば接着工法については、工法の概要説明とともに、解体手順として①バールを用い、石膏ボードを壁や天井から引き剥がす。石膏ボード面に接着材の付着していない部分は簡易に引き剥がすことができるが、石膏ボードが細かい破片になってしまい、分別が困難になることが多い。そのため、可能な限り石膏ボードが使用されている状態のまま取り外すように注意して解体する。②他の資材が混ざっている場合は取り除き、廃石膏ボード単体で搬出する——等と示している。



石膏ボード撤去後の接着工法の現場